

非木造建物図面作成基準

(総 則)

- 1 この基準は、要領第 8 条に規定する図面の作成基準である。

(既存の設計書、図面等の準用)

- 2 補償対象となる非木造建物等について既存図がある場合は、現地調査において当該建物と照合を行ったうえでこれを使用して図面を作成できるものとする。

(作成図面)

- 3 作成する図面の種類、縮尺及び記載事項等は、別表に掲げるものを標準とする。

(用紙及び図面)

- 4 作成する図面の用紙及び規格等は次による。
 - (1) 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 2 番横とし、中 2 つ折りにして製本するものとする。
 - (2) 各図面には、おおむね 3 cm 程度の枠を設けるものとする。
 - (3) 各図面の右下におおむね縦 5 cm、横 12 cm の標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、受注者の名称、資格及び資格登録番号並びに作成者氏名を記載し、作成者の押印を行うものとする。

標題欄参考

5. 0 cm	業務名称	
	図面名称	
	縮 尺	図面番号
	受注者の名称	資格及び登録番号 作成者氏名 印

————— 12. 0 cm —————

- (4) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。

(文 字)

- 5 作成する図面に表示する文字は次による。
 - (1) 文字は、明瞭に書き、原則として横書きとする。
 - (2) 漢字は楷書、術語のかなはひらがな、外来語はかたかな、数字はアラビア数字とする。

(3) 文字の大きさは、原則として漢字は3.0ミリメートル以上、アラビア数字、かな及びローマ字は2.0ミリメートル以上とする。

(図の配置)

6 平面図、配置図などは、原則として図面の上方が北の方位となるよう配置し、立面図、断面図などは、原則として上下方向を図面の上下に合わせる。

(尺度及びその表示)

7 (1) 尺度(原寸及び縮尺)は、原則として次の13種類とし、表示もこれによる。

1/1	1/10	1/100
1/2	1/20	1/200
		1/250
	1/30	1/300
1/5	1/50	1/500
		1/600

(2) 尺度の記入箇所は、標題欄とする。同一図面に異なる尺度を用いるときは図ごとに、標題欄にはこれらの主な尺度を記入する。

(寸法の単位)

8 寸法の単位は、仕様書第37条の規定による。

(図面等に表示する数値及び面積計算等)

9 図面等に表示する数値及び面積計算等は、仕様書第38条の規定による。

(線)

10 (1) 線は、原則として次の4種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線
鎖線	— — — — —

なお、基準線を示す場合には原則として鎖線を用いる。

(2) 線の太さは、原則として0.2ミリメートル以上とする。

(3) 線間隔(中心距離)は、次のとおりとする。

- ① 平行線の場合は、その線間隔を線の太さの3倍以上とする。
- ② 密集する交差線の場合は、その線間隔を線の太さの4倍以上とする。

(寸法及び切断の表示)

11 (1) 寸法は、原則として寸法線にそって横書きするものとする。

(2) 切断は、原則として切断面を鎖線で表示するものとする。

(角度及びこう配の表示)

- 1 2 角度及びこう配は、原則として度又は正接を用い、正接による場合は、一般に分子を1とした分数を用いてもよい。

(記号、略号等)

- 1 3 図面に記載する記号は、原則として、日本産業規格の図記号を用いる。

別表

図面名	縮尺	作成の標準	備考
配置図		<p>配置図は、次により作成するものとする。</p> <p>一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。</p> <p>二 縮尺は、原則として次の区分による。</p> <p>(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1</p> <p>(2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1</p> <p>三 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は原則として図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>四 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</p> <p>五 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</p> <p>六 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1) 敷地平面 (2) 用途地域 (3) 建ぺい率 (4) 容積率 (5) 建築年月 (6) 構造概要 (7) 建築面積 (1階の床面積をいう。以下同じ。) (8) 建物延べ床面積</p>	
平面図	1/50～ 1/100	<p>(1) 平面図は、建物及び各階（R階を含む。）ごとに作成する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左</p>	

		<p>下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常の面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表(図面)を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線がかかる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井		
室名											
壁											
床											
天井											
構造詳細図											
断面図	1/50 ~ 1/100	1面程度、地盤 (GL)・最高高さ ・軒高・階高・天井高・床高									
杭地業想定設計図	1/20 ~ 1/100	杭伏図杭配置・杭種・杭寸法									
根切想定設計図	1/20 ~ 1/100	①根切平面図 ②根切断面図	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない。 (数量計測基準Ⅲ建築(土工)3参照)								
上部く体現状図	1/20 ~ 1/100	柱・梁・床版・壁・階段・土間コンクリート・その他の図面 ①柱・梁・床版・壁伏図(配置) ②柱・梁・床版・壁断面図(形状・寸法)	土間コンクリートを除き、統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない。(数量計測基準Ⅴ建築(く体)参照)								

矩 計 図 (かなばかり)	1/20 ~ 1/50	①建物の屋根、外壁、各階の床と天井との構成及び材質、寸法等を断面図によっては軸部が表現できない場合には矩計図を作成して明確にする。 ②縮尺、屋根勾配、各種構造材の位置、材質、寸法、主要造作材の取付位置、材質、寸法等	
展 開 図	1/50 ~ 1/100	建物内部の各室における造作等を図示し使用されている各種資材及び仕上げの良否等を明確にする	
立 面 図 他			
立 面 図	1/50 ~ 1/100	外観各面の立面図 各外面の仕上、開口部の位置	
写真方向撮影図	1/50 ~ 1/100	建物平面図等に写真方向を記載する。	
配 置 図	1/100 ~ 1/250	①敷地形状・寸法、隣接道路・建物・施設等 ②当該建物等の位置・寸法・方位 ③補償に関する計画道路・計画施設等と当該建物及び敷地との関係	
そ の 他 調 査 書			
仕 上 表		①外部仕上表（下地を含む。） 屋上・外壁・外部天井・外部階段・庇・犬走り等場所別に表示 ②内部仕上表（下地を含む。） 床・壁・幅木・天井・回り縁・内部階段・造付建具・機器類等各階各室別に表示	
面 積 表		①敷地面積図・求積表 ②建物面積表 1) 建築面積 2) 各階床面積・同合計 3) 延べ床面積	建築面積、床面積、延べ床面積は建築基準法上の名称測定の成果を利用可能な場合①は作成不要
建 具 表		①建具配置図（キープラン） ②建具表 建具番号・建具の名称・材質・姿図寸法・箇所数・建具枠・ガラス・塗装・建具金物・開口部としての附合物（面格子・額縁・網戸）等のうち必要な事項	同種・同様の開口部については寸法等の表示のみによることができる。
建 築 設 備			
(電 気 設 備)			

器具一覧表			
器具配置図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
受変電設備図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
幹線系統図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
動力設備系統図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
(給排水衛生設備)			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
消火設備系統図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
汚水処理設備図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
(空気調和設備)			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
(昇降設備)			
諸元表			
(その他設備)			必要に応じて作成する。

(注) その他積算に必要となる図面は、上記以外のものであっても適宜作成するものとする。